HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 西ドイツ現行会計実務の問題点 |
| Author(s) | 早川, 豊 |
| Citation | 北海道大學　經濟學研究, 29(3), 139-169 |
| Issue Date | 1979-08 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/31463 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 29(3)_P139-169.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

# 西ドイツ現行会計実務の問題点

早川　豊

## 一　序

前号の拙稿「多国籍企業の Transfer Pricing の問題点」, 昨年に発表した「米国上院小委員会報告書の会計批判とその反応」及び「CASB の原価計算基準の生成及び問題点」は今日の企業会計に対する会計専門家以外の外部からの批判として受けとられる。[1)] それが単なる批判にとどまらず, 批判を通じて改革されたり, その進行中であったりしている。米国の企業会計は世界をリードするぐらいに進んでいるといわれているが,[2)] それでも上記諸論文で取り扱ったように米国議会等を通じて痛烈な批判が浴びせられている。では, その他の諸外国の企業会計はどうであるかという興味が注がれる。そこで英米とは法律体系の異なる西ドイツの企業会計について見ることにしたい。ことにこの場合, 西ドイツ国内の研究業績からの分析でなく, 英国人及び米国人の目から見た西ドイツの公表会計情報の信頼性の把握から出発することは, 西ドイツ公表会計情報の信頼性の英米比較が可能となり, より把握しやすいと思うためそのような視点で分析を試みよう。[3)] こうすることによって諸外国の経済分析基礎資料である公表会計情報の相対的比較が可能と考えるからである。

1) 拙稿,「多国籍企業の Transfer Pricing の問題点」, 経済学研究, 第29巻第2号, 1979年5月, 79〜138ページ, 拙稿,「米国上院小委員会報告書の会計批判とその反応」, 経済学研究, 第28巻第3号, 1978年8月, 15〜71ページ, 及び拙稿,「CASB の原価計算基準の生成及び問題点」, 経済学研究, 第28巻第4号, 1978年11月, 49〜123ページ。

2) U. S. Senate, *The Accounting Establishment*, a Stuff Study of Subcommittee on Reports, Accounting, and Management of the Committee on Government

Operations of the United States Senate, Ninety-fifth Congress, Washington, D. C., 1977, p. 4.

3) 西ドイツ人が日本の研究者のために西ドイツ株式法を解説し，併せて日本人が共編し，日本の商法等を要約しているため，日本対西ドイツとの比較を容易にさせる著書に次がある。ハンス・ヴェルディンガー，河本一郎共編，ドイツと日本の会社法〈改訂版〉，商事法務研究会，1975年。しかし，この著書に盛られた統計分析及び文献は最近のものでも1965～7年とすでに10年以上も経過したデータをもとに分析している。

## 二　西ドイツの公表財務諸表の諸法規

西ドイツの公表財務諸表についてはわが国でも入手可能であるが，その内容を分析するのは容易なことではない。特に西ドイツの財務諸表は英米とは異なった法律体系及び税法にしたがって作成されているからである。この点については日本の公表財務諸表でも同性格を有するが，かといって日本と西ドイツとでは法律及び税法の内容が異なるから公表された数値自体も同一レベルで比較することは必ずしも適当でない。そこで我々は西ドイツの法律，とくに株式法及び公開法ならびに税法を概観しながら西ドイツの公表会計情報について分析する必要に迫られる。

西ドイツの公表会計情報と英米のそれとの根本的な違いは，公正妥当な会計実務のほか税務規定にしばられるか否かである。英米では投資家向けの公表財務諸表は税法規定を混入させる必要はなく，独立した会計情報が公表できる。しかし，西ドイツでは税法上の特典を受けるには公表会計情報に反映していなければならないため，公表会計情報には税法上の特典を盛りこんだものとなっている。しかし，西ドイツでも形式上，商事貸借対照表(Handelsbilanz) のほか税務貸借対照表 (Steuerbilanz) が存在する。一般の企業は税法上の特典をうけるべく一般に公正妥当な会計とはかけ離れた実務を敢行した財務諸表を公表するのが普通となっている。[1)]

Beenyによると西ドイツの税務当局は基本的には期首，期末の純資産の比較検討によって期間利益（ないし，課税所得）を算定することに関心を持っており，その税務当局の態度が商事貸借対照表に反映し，西ドイツの公表会計実務で貸借対照表の次に損益計算書が掲載されることになっていると述べて

いる。[2]

西ドイツの公表財務諸表は英米と違って1965年株式法（Aktiengesetz）にしばられているため表現及び形式が標準化されているので便利な面もある。これは日本とて同様なことがいえる。しかし，株式法の改正は連邦議会の承認を得なければならないため非常に困難であるという欠点を有している。事実，株式法は1937年以来，1965年の改正をし，その後の計算規定の改正は現在14年も経過しているのに未だ行っていないのである。[3] 激動する経済状況に照らして資産の評価方法，連結の範囲についてさらに検討すべきであるという意見が多くでても，直ちに反映できないのである。[4] 本稿では西ドイツの公表財務諸表がどのようにして作成され，その公表会計情報の信頼性をいろいろの角度から分析しようと試みるものである。そのため必要に応じて西ドイツの現行株式法，公開法による会計規定，税法及び監査制度についてもふれることにしたい。

1) J. H. Beeny, *European Financial Reporting, 1. West Germany*, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 1975, first page of introductin.
2) *Ibid.*, first page of introduction.
3) 1965年株式法の計算規定が改正されていないことは昨年12月に出版された次の文献から明らかである。Price Waterhouse & Co., Germany, *Form and Content of German Financial Statements*, Price Waterhouse & Co., Germany, December 1978.
4) Beeny, *op. cit.*, first page of introduction.

## 三　西ドイツにおける会社制度と公表財務諸表

西ドイツの株式会社は1965年株式法により規定されている。株式会社を設立するのに必要最低資本は10万DM（第7条）[1] である。公表制度に重要な関係を有する株式市場上場基準は50万DMの株式資本を有し，かつ株式資本の25％が5年間継続して市場で流通していなければならず，しかもその期間中に相当額の配当を支払っていなければならないという厳格なものであ

る。さらに上場申込は証券業務を西ドイツでは銀行が担当しているため，銀行により代行され，目録見書を添付して過去3年間の財務諸表が提出されることになっている。この手続は法律により定められたものでなく Frankfurt 証券取引所により定められた自主規制で行われている。このような申込手続の資格条件が厳しいため西ドイツの上場会社数は減小傾向にある。この傾向はほかに上場会社間の合併によるともいわれている。1972年当時の新上場会社といえば，1970年12月の Horten AG（百貨店）と1972年1月の Dyckerhoff & Wildmann AG（鉄鋼）ぐらいであるといわれる。それらの目録見書は官報（Federal Gazette）に掲載されている。[2)]

取締役会が作成した財務諸表が公表されるには日米の公認会計士に相当する経済監査士（Wirtschaftsprüfer）の監査だけでなく，株主総会開催以前に監査役会の監査を経なければならない。監査役員の最高任期は5年であり，取締役員の任命，取締役員への会社からの貸付の承認等の業務監査のほか，取締役会が作成した財務諸表を経済監査士が監査した後，さらに最終的会計監査をすることになっている。[3)] 西ドイツの取締役員は非常勤取締役員がいないのが多いため，取締役員の数は英国よりも少ないのが一般的である。さらに，監査役員の数は株式法第95条で定められているため普通，取締役員の数より多い。監査役員の最高人数は資本金300万DM以下で9人，2,000万DM以上で21人となっており，最低で3人である。しかも3で割り切れる人数に規定している（第95条）。というのは，そのうちの⅓は経営協議会によって任命された従業員代表であり（ただし，鉱山企業はこの限りでない。また，500人以下の従業員の同族株式会社もこの規定は適用されない），残りの⅔は5年任期の株主代表として株主総会で任命されることになっているからである。[4)]

株主総会の権限は日本より狭められている。株主総会は貸借対照表利益（Bilanzgewinn）についての処分権を有しているが，この貸借対照表利益にいたるまでに取締役会は定款の別段の定めがなければ，ある程度の利益処分を実施ずみにすることができるのである。すなわち，わが国の当期未処分利益金に相当するのは西ドイツの当期純利益（Jahresüberschuss）であり，取締役会

は定款で別段の定めなきときは資本金の半分に達するまで当期純利益の半分までを任意積立金に振り替える絶対的権利を有している（第58条第2項）[5]。そのため任意積立金の過去の積立がなかったときには当期純利益を半減させた貸借対照表利益に対してのみ株主総会が処分権を有することになる。さらに注意すべきは年度決算書の確定は定款で別段の定めなきときは取締役会と監査役会の権限であり，株主総会といえども原則として異議がはさめないことになっている。すなわち，株式法第131条第3項の3で「年度貸借対照表において財産に計上された価額と，その財産のそれより高い価額との間の差に関して」，簡単にいうならば，資産過小評価ということになるが，これに対して取締役会は株主総会で株主への解説請求権を拒絶することが許されている。ただし，監査役会自身が年度決算書の承認をしないまま株主総会に提出されれば，その年度決算書は未確定であるため株主総会は資産の評価方法ならびに帳簿記載の価額についての解説請求権を有することとなる。そのほか，稀なことではあるが取締役会及び監査役会が年度決算書の確定を株主総会に委任した場合にも株主は解説請求権を有する（株式法第173条第1項及び第131条第3項）[6]

西ドイツの株式会社に対して銀行が大きな役割を果すのは株主総会決議の際に銀行が株主から委任状を受けやすい制度になっていることからである。西ドイツの株式会社は無記名株式が発達しているため，株主総会に出席を希望しようとするものは予め銀行に株券を提出して株式証明書を受理しなければならない。この際に銀行は一般株主から委任状を受けやすいのである。裏返せば一般株主の発言力は低下することになる。銀行は証券業務を含め次のような仕事をしている[7]。

(1)　一般投資家の有価証券所有者台帳の記録。

(2)　投資信託業務のほか，証券売買助言及び執行。

(3)　産業界への貸付業務。西ドイツの証券市場はイギリスと比較しても活発でない。そのため産業界は銀行からの借入依存度が高い[注]。

注）　西ドイツで証券取引実務がイギリスと比べて活発でないのは次の資料によって

知ることができる。

| | 西ドイツ | イギリス |
|---|---|---|
| 上場会社数 | 505社 | 2,989社 |
| 時価総額 | £18,575 million | £60,074 million |
| 証券取引高(株式及び社債) | £ 5,373 million | £56,463 million |

これは1972年末の資料であり，当時の為替レート1ポンドを7.5 DMとして換算したものである。

出所：J. H. Beeny, *European Financial Reporting, 1. West Germany*, 1975, p. 9.

なお，Beeny は上記の表を次の資料から作成したとしている。

① The Stock Exchange, London, *Stock Exchange Fact Book*, ② HMSO, *Financial Statistics*, January 1973, ③ *Statistische Beihefte zu den Monatzberichten der Deutschen Bundesbank.*

(4) 大銀行により産業界への株式保有が高度に進んでいる。日本の独禁法では，銀行業は5％以下しか特定企業の株式保有が認められていないが[8]，Beeny によると大銀行が大企業の株式を25～50％も所有しているのがあるという。西ドイツの大銀行，すなわち，Dresdner Bank, Deutsche Bank 及び Commerzbank が大企業の25～50％株式保有を表にすれば以下のごとくである。

| Dresdner Bank | Deutsche Bank | Commerzbank |
|---|---|---|
| Kaufhof AG (百貨店) | Daimer-Benz AG (自動車) | Kaufhof AG(百貨店) |
| Metallgesellschatt AG (非鉄金属) | Karstadt AG (百貨店) | Karstadt AG (百貨店) |
| Hapag-Lloyd AG (造船) | Philipp Holzmann AG (建設) | Hochtief AG (建設) |
| Portland-Zementwerk (セメント) | Hapag Lloyd AG (造船) | |
| Heidelberg AG | Süddeutche Zucker AG | |

このように銀行は株式会社に対する大貸付業者であり，同時に大株主であるため，株式会社の細部にわたる情報をすでに入手している。そのため西ドイツの財務諸表公開は銀行を対象にしなくてもよく，形式的に一般投資家向けの説明及びカラフルな会社案内—PR—に力を注ぎ，会計情報自体の正確

さ，明瞭さが背後に追いやられている。また，西ドイツ税法の特典が入り込んだ会計情報のままであり，真に投資家向けの財政状態表示という貸借対照表も作成できないのである。[9]

西ドイツで銀行がいかに株式会社へ大きな発言力を示すかはドイツ連邦銀行の1972年末の500万名の株主により所有されている株式の額面にもとづいた所有の分布と銀行委託の実態調査を見れば明らかとなろう。[10]

| | | |
|---|---|---|
| 銀行委託株式 | | |
| 個人 | 18％ | 50％ |
| 教会，慈善団体，財団，労働組合，政党 | 1％ | |
| 投資会社 | 3％ | |
| 商工企業 | 13％ | |
| 保険会社 | 2％ | |
| 社会保険組合 | 0％ | |
| その他の共済組合 | 7％ | |
| 外国人 | 6％ | |
| 銀行自身の持株 | | 8％ |
| その他 | | 42％ |
| 保険会社を除くすべての株式会社の額面額 | | 100％ |

このように銀行の持株比率の平均は8％であるが，銀行委託株式を含めると58％となり，これは株主総会決議の際に銀行がリーダーシップをとることは明らかである。

西ドイツでは無記名株式が発達しているため株主総会後直ちに営業報告書を株主に送付することは出来ない。株主の要求次第，営業報告書を送付することになっている。官報には財務諸表が掲載されるが日本の脚注に相当する取締役会報告書は掲載されない。[11]その結果，官報のみで一般株主が企業の営業成績及び財政状態を判断するには会計方法の変更等で会計情報の一貫性を崩された結果としての貸借対照表及び損益計算書を見るだけになり，きわめて危険であるといわざるをえない。

一般株主が株式会社に要求しても入手できない二つの重要な会計情報が存する。一つは取締役会及び監査役会に報告される経済監査士の長文監査報告書であり，これには重要な会計情報が盛り込まれているのが普通である。他の一つは小会社が親会社との関係を報告する「従属報告書」(Abhängigkeitsbericht) であり，この結論のみが小会社の営業報告書中の取締役会報告書の中に簡潔に述べられるだけで具体的な関係や取引については言及していない。[12]

西ドイツの株式法において親会社の子会社に対する支配権を支配契約のあるものと支配契約なきものに分けている。支配契約のあるものとは(1)親会社の指揮下におく契約 (Beherrschungsvertrag), (2)利益振替契約 (Gewinnabführungsvertrag), (3)一部利益振替契約 (Teilgewinnabführungsvertrag), (4)利益共有契約 (Gewinngemeinschaftsvertrag), (5)経営委任契約(Betriebsüberlassungsvertrag) を有するものである。[13] このような重要な契約は子会社の外部株主及び債権者の利害を害する虞れがあるため，その契約は株主総会の4分の3の賛成を要件としている(株式法第293条)。[14] しかし，親企業はこの種の契約の発効以前もしくは契約がなくても子会社等に圧力をかけ，子会社等の利益を損なわせる危険性がある。この場合の不利益取引に対して子会社等の一般株主は補償を請求できる権利を有している (株式法第311条)。[15] そのため支配契約なきときまでも親会社の取引に対して不利益取引がなかったことを小会社等の取締役会は報告しなければならない。これがいわゆる従属報告書といわれるもので，正確には「結合企業に対する関係に関する報告書」(Bericht über die Beziehungen zu verbundenen Unternehmen) である (株式法第312条)。[16] この報告書の結論のみが小会社等の営業報告書の中の取締役会報告書に簡単に述べられるにすぎない。たとえば，VEBA AG (運輸) の関連会社 Hugo Stinnes AG (運輸) の取締役会報告書では，

「Hugo Stinnes AG とその利益振替契約下の子会社は取引発生時点で取締役会の知りうる状況下で各取引に適切な対価を受けとった。取締役会は公開を必要とするような取引を知っていない。」

として，VEBA AG との取引を含めてすべての取引が適切な対価を受けと

ったと述べているにすぎない。しかし，長文の従属報告書は経済監査士によって(1)報告書の内容，(2)受け取った対価，(3)取締役会報告書に不充分なる受取対価を相殺するための何らかの手段の記述があればそれが適切であったか否かについての監査が行われることになっている。[17]

連結財務諸表は1965年株式法によって初めて規定されたものである（株式法第329条—338条）。[18] 連結の対象となるものは外国子会社等を除外していることが一つの問題点といえる（株式法第329条）。[19] さらに，たとえば Deutsche Shell AG は西ドイツ国内に多くの子会社を有しているいるがその親会社たる Royal Dutch Petroleum 社が西ドイツ官報で財務財表を公告しているため，Deutsche Shell AG は連結財務諸表を作らなくてもよいことになっている。[20] すなわち，親会社自体が同時に上位の他の西ドイツ企業もしくは外国企業の子会社になっており，上位の親会社が西ドイツの官報に連結財務諸表を公告している場合には下位の親会社に連結財務諸表を作らなくてもよいことになっている。こうした条件を考慮したのち2分の1以上の持分を有する企業を連結の対象にしている。ただし，対象から除外しても財政状態及び経営成績に些少な意味合いしかもたない会社及び連結の対象とすることによってかえって連結財務諸表の供述価値が害される虞れあるときは除外しうるとした（株式法第329条第2項）。[21] しかし，些少なる意味合いしかもたない子会社とか，連結することによってかえって情報価値が損われる企業とは一体どのような会社をいうのかあいまいのままである。したがって，この種の判断は経営者にまかされているため，連結の範囲を時には拡大，時には縮小しうる可能性を有していることを指摘しなければならない。[22]

西ドイツの大企業の典型は株式会社と有限会社（GmbH, Gesellschaft mit beschränken Haftung）である。日本の有限会社は50人以下の有限責任社員数に限定されている（有限会社法第8条）ため中小企業以上にはなれない。ところが西ドイツの有限会社では有限責任社員数の限定がないため大企業になりうるのである。また，株式会社より有限会社の方が財務諸表作成における規制が緩いことから有限会社が多く，また，株式会社から有限会社に組織変

更するケースが多いとかいわれている。そこで，一定規模以上の有限会社には特別の規制を設けている。次の3要件，すなわち，

(1) 従業員5,000人以上

(2) 売上高2億5,000万DM以上

(3) 正規に作成された貸借対照表の借方もしくは貸方合計が1億2,500万 DM以上

このうち2つの要件が3年間継続して満たしている大規模有限会社は特別の規制，すなわち，「公開法」(Publizitätsgesetz)，正確には「一定規模の企業及び連結企業の財務諸表に関する法律 (Gesetz über die Rechnungslegung von bestimmen Unternehmen und Konzern) の拘束を受ける。Beeny の1972年の調査によると西ドイツでこの条件を満たす有限会社は125社にのぼるという。これらの有限会社は株式法の財務諸表作成規定，たとえば，経済監査士監査，監査役会監査，商業登記簿登記及び官報公告等と同様の規定に従わなければならないことになる。しかし，これら大規模有限会社に属さない有限会社は厳格な株式法に従わなくてもよく，たとえば5,000人以下の従業員の有限会社に対しては取締役 (Geschäftsführer) が年度末に貸借対照表及び損益計算書を作成しても，監査役会自体の設置が必要とされていないし，経済監査士による監査の要件がないため，制度上の監査は不要となるほどの簡便策が許されている。[23)]

西ドイツに比べて有限会社の方が多くの特典が許されているため有限会社の比重が大きくなっているのは次の統計からも明らかである。1972年12月31日現在の西ドイツとイギリスの会社数は次の通りである。

| 西ドイツ | | イギリス | |
|---|---|---|---|
| 株式会社 | 2,271社 | public | 16,707社 |
| 有限会社 | 100,690社 | private | 587,228社 |
| 計 | 102,961社 | | 603,935社 |
| professions を除く | | 清算中 | 61,357社 |
| | | | 542,578社 |

出所：J. H. Beeny, *European Financial Reporting, 1. West Germany*, 1975, pp. 8〜9. なお，Beeny は上記の表を次の資料から作成したとしている。西ドイツは Statistisches Bundesamt, Wiesbaden, *Statistisches Jahrbuch 1973*, から，イギリスは *Companies in 1972* 及び *DTI Report under seciton 451 Companies Act* からであるとしている。

このような特典を減らすため西ドイツ政府は有限会社の規制強化に乗り出そうとしており，多くの論争を呼んでいる。その試案には次が含まれている。[24)]

(1) 有限会社の最低資本2万DM及び払込資本は25％となっているのをそれぞれ5万DM，50％に引き上げる。

(2) 公開法適用会社を貸借対照表借方総額1億2,500万DMから400万DMにし，経済監査士による監査の幅を拡大する。ただし，この場合，株式法規定よりも簡単な方法でよいようにしたいとしている。

1) Dr. Bruno Kropff (zusammengestellt), *Aktiengesetz, Textausgabe des Aktiengesetzes vom 6. 9. 1965 (Bundesgesetzbl. I S. 1089) und der Einführungsgesetzes zum Aktiengesetz vom 6. 9. 1965 (Bundesgesetzbl. I S. 1185) mit Begründung des Regierungsentwurfs, Bericht des Rechtausschusses des Deutschen Bundestags, Verweisungen und Sachverzeichnis*, Düsseldorf 1965：慶応義塾大学商法研究会訳，西独株式法，慶応義塾大学法学研究会，12ページ。

2) J. H. Beeny, *European Financial Reporting, 1. West Germany*, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 1975, p. 1.

3) これについては1965年株式法の第4章第2節：監査役会(第95条—116条)及び第5章第2節：年度決算書の検査（第162条—171条）が詳しい。Dr. Bruno Kropff, *op. cit.* 慶応義塾大学商法研究会訳，前掲書，139〜183ページ及び309〜328ページ。

4) Beeny, *op. cit.*, pp. 1〜2, 慶応義塾大学商法研究会訳，前掲書，139〜141ページ。

5) 慶応義塾大学商法研究会訳，前掲書，77ページ。

6) 前掲書，209〜210ページ及び329ページ。株主の解説請求権及びその制限については，麻生健二，「ドイツ株式法と秘密準備金」，明大商学論叢，第54巻第1号，55〜60ページ参照。

7) Beeny, *op. cit.*, p. 9

8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条では次のようになっている。「金融業を営む会社は，国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の五（保険業を営む会社にあっては，百分の十。次項において同じ。）を超えて所有することとなる場合には，その株式を取得し又は所有してはならない。」

9) Beeny, *op. cit.*, p. 10.
10) *Ibid.*, p, 10.
11) *Ibid.*, p. 3.
12) *Ibid.*, p. 5.
13) *Ibid.*, p. 4.
14) 慶応義塾大学商法研究会訳，前掲書，450ページ。
15) 前掲書，481〜482ページ。
16) 前掲書，486〜489ページ。Price Waterhouse & Co., *Doing Business In Germany*, 1978, p. 53.
17) Beeny, *op. cit.*, p. 5.
18) 慶応義塾大学商法研究会の訳では株式法第5章をコンツェルンにおける計算とし，連結財務諸表をコンツェルン決算書と訳されている。慶応義塾大学商法研究会訳，前掲書，517〜541ページ。連結決算の実施は1967年1月1日以降に始まる会計年度からである。Price Waterhouse & Co., *op. cit.*, p. 53.
19) 慶応義塾大学商法研究会訳，前掲書，519〜520ページ。
20) Beeny. *op. cit.*, p. 5.
21) 慶応義塾大学商法研究会訳，前掲書，519〜522ページ。
22) 西ドイツの連結財務諸表の実務に関する調査分析は K. v. Wysocki, *Konzernrechnungslegung in Deutschland*, Düsseldorf, 1969 が優れている。これについては立花得雄，「西ドイツのコンツェルン会計報告に関する研究Ⅰ—Ⅵ」，地域分析（愛知学院大学），Ⅰ…第9巻第1号，37〜46ページ，Ⅱ…第10巻第1号，25〜31ページ，Ⅲ…第11巻第1号，31〜38ページ，Ⅴ…第12巻第1号，23〜29ページ，Ⅵ…第13巻第3号，29〜35ページで紹介されている。
23) Beeny, *op. cit.*, pp. 6〜7, Price Waterhouse & Co., *op. cit.*, p. 55. なお，一定規模以上の企業を規制する公開法は1965年株式法より遅く，1969年8月15日に通過し，1970年12月31日以降に始まる会計年度から適用されることになっている。Price Waterhouse & Co., *op. cit.*, p. 54.
24) Beeny, *op. cit.*, p. 7. Price Waterhouse & Co., *op. cit.*, p. 55.

## 四　西ドイツの資産過小評価実務

イギリスの会社法は企業の財務諸表公示について規定しているが，この際投資家に「正当かつ公平な観点」を与える目的に沿った手段を経営者に選ばせるのは職業会計士の権限とされている。慣習法を尊ぶ伝統のあるイギリスでは会計法規の存在があるものの財務諸表の作成及び監査において民間の自主的規制に頼った慣行が尊ばれていることは明白である。[1)]

他方，西ドイツでは会計規制が商法並びにその特別法である株式法，公開法と税法の二つの流れにより行われている。この点は日本とて例外でない。西ドイツにおいて「正規の簿記の諸原則」(Grundsätze ordnungsmässiger Buchführung) は商法，株式法，公開法及び法人税法にも適用されている。[2] このように会計に対して二つの規制があることは英米のそれとは異なった様相を呈することになる。英米ではICA (the Institute of Chartered Accountants) やFASB (Financial Accounting Standards Board) が証券取引所の後援のもとで非法律的な制度をうめるべく，それらが強力に民間の会計諸基準を公表し，自主規制を行っている。西ドイツの民間団体ではこれほどの指導力のある団体は存在しない。[3] それというのも，商法，株式法，公開法，税法等できびしく法制化され，それ以外の方法を民間団体が展開する余地がきわめて少なくなっていることによるからといえよう。

イギリスの会社法でも財務諸表公開規定があるものの，西ドイツほど詳細な規定ではない。西ドイツでは貸借対照表及び損益計算書の勘定名，分類，ひな型まで規定化され，[4] 日本及び英米の脚注にあたる取締役会報告書に記述すべき事項まで詳細な規定があり，[5] さらに資産の評価方法についても強制規定がある。[6]

会計実務，とくに公表財務諸表に税法の影響力が大きく入りこんでいるのは日本と同様西ドイツにおいてもしかりである。この点，英米の会計とは異なる。税法では課税所得算定のさいに正規の簿記の諸原則が適用されていることは前述したが，その上，税法上の特典すなわち租税優遇策を受けようとすれば，株式法，公開法上の公表財務諸表に税法上の特典の会計処理が混入されていなければならないことになっている。そこで，いきおい西ドイツの企業は商事財務諸表よりも税務財務諸表を意識したものをもって公表財務諸表にあてているのが現状であることは明白である。[7]

1965年の株式法改正以前，西ドイツ会計実務は債権者保護の立場のもとに資産過大評価をいましめるあまり，資産を出来るだけ低く評価する実務をとり，法的にもそれに対して異議をはさむことができなかった。それゆえ，か

の有名な1マルク勘定という最低の価額で固定資産を評価，計上する実務が横行するに至っている[8]。しかし，1965年株式法第149条では1937年株式法第129条になかった規定，すなわち「評価規定の枠内」という用語を挿入した[9]。これにより固定資産は計画減価償却を原則として控除し，そのほか税法で特に認められた追加特別償却を控除したものをもって「評価規定の枠内」とした。しかし，1937年株式法により飛躍的改善があったとされる1965年株式法のもとでの会計実務でも多くの批判が浴びせられているのが現状である。たとえば，西ドイツ連邦銀行の1970年3月の月例報告書の中で次のようにいっている[10]。

「貸借対照表比率を算定するとき，西ドイツの貸借対照表作成原則は企業に未公表引当金を生み出す広い領域を与えていることを念頭においておくべきである。したがって，外国，特に西ドイツより評価性引当金がはるかに公表されている英米との企業の比較は大きな限定条件でのみ可能なことである。」

西ドイツにおける資産公表の問題は二つに大別しうる。一つは，上記引用文でも言及しているように日本及び英米は評価性引当金，たとえば減価償却引当金の累積額が貸借対照表もしくはその脚注等で公表されている。しかし，西ドイツの会計実務の多くはそれが公表されずに，貸借対照表では単に取得原価から減価償却引当金累積額を控除した結果としての帳簿価額のみしか公表していない。すなわち，評価性引当金累積額が公表財務諸表の中でどこにも掲載しないことが許されているのが西ドイツの実務であり，これでは償却が進んでいるのか否か外部の者には不明確なままに放置され，問題点として指摘できる[11]。

第二の問題点は第一の問題と重ねて見ることが必要である。減価償却引当金累積額が公表されていない上に，その額がたとえ公表されたとすれば英米のそれと同程度であるかどうかという問題である。いわゆる引当金累積額控除後の帳簿価額自体が英米に比べて低いのが普通である。これは資産過小評価実務といわれる。この実務は何も西ドイツの企業経営者及び会計担当者

に一方的に責任があるわけでない。たとえば，英米の会計実務，公表財務諸表実務は投資家向けの財務諸表を作ろうとしており，このとき税法上の特別措置，たとえば追加特別減価償却を財務諸表の中に織り込む必要はない。むしろそれを行ってはならないという立場であるため，税法に犯されない財務諸表が公表できる。しかし，日本も同様であるが西ドイツでは税法の追加特別償却を投資家向けの財務諸表の中に織り込んでいないと税特典が得られないという仕組みになっている。このように見てくると英米と比較した西ドイツの資産過小評価実務の普及の原因は各国の法律体系の違いにあることが明らかである。[12)]

このような資産過小評価は1965年株式法改正以前は前述したようにとどまるところを知らず1マルク勘定が横行した。西ドイツでは有限会社の位置が大きな比重を占めるが，一般の有限会社の場合には，株式法及び一定規模以上の有限会社を規制する公開法より寛大な会計規定となっている。一般の有限会社といえども「正規の簿記の諸原則」に従うべきことを定めているが，「評価規定の枠内」で償却すべき規定がないため，異常な過大償却についての規制がない。そのため1965年株式法改正以前の株式会社と同様の異常な資産過小評価実務，超保守主義政策が許容されることを Beeny は言及している。[13)]

1965年株式法で償却の枠を「評価規定の枠内」にとどめても，現実にはその枠内をはみ出る異常な資産過小評価実務に走る可能性があることは避けられない。これは株主にとって配当可能利益の削減に通ずるため，株式法第258条は異常な資産過小評価に対して特別検査役による調査の道をひらいている。しかし，この道も資本金の20分の1，もしくは100万DM以上の大株主のみが特別検査役の申立てができるとしたため，実効があがっていないといわれる。[14)]

西ドイツの資産過小評価は大きな原因として税法の特典を公表財務諸表に織り込まなければならないことに由来する。しかし，そのほかの要因によっても必然的に資産過小評価が発生する。1965年株式法改正以前では固定資産の1マルク表示も認められるほどに寛大であった。1965年株式法による

強化により新規投資の固定資産評価に対して実効があったとしても，株式会社は1965年株式法施行以前に取得した設備等が稼動を継続しており，新法施行以前に莫大な償却をしてしまっていることがある。その設備等は過小評価のまま引き継がれることになる。西ドイツで制度上，再評価が法律で施行されたのは第二次世界大戦後の1948年6月21日時点のときのみである。1965年株式法施行時に再評価を法制化していない。そのため施行前の過小評価資産はその帳簿価額で引き継がれ，さらに償却が継続されている[15]。こうした資産はまさに合法的としても諸外国の目からすれば異常な資産過小評価に映ずるのは無理からぬことである。

西ドイツの資産過小評価実務が温存しているのはそれが西ドイツ財政当局にとっても深刻な打撃を加えられていないからであろうと思われる。すなわち一昨年のわが国でも低収益，高利益という奇妙な現象を生じたが，これは一つには過年度に償却額が多すぎたため，さらに低成長下では新規投資が少ないため追加特別償却の機会がなく，結局低収益でも償却費が減少した結果費用が減少し，高利益をあげられうる。このことは低成長下で国家予算の資金不足にあえいでいる当局にとって都合のよいものとなる。同じことが西ドイツでもいえる。好況ないし高度成長期のときは企業の資産過小評価をして利益を削減しても，財政当局は一定程度の税収が確保できるであろう。不況になると財政当局は税収確保に懸命になるが，はからずも企業が過去に資産過小評価政策を継続していた結果，不況期には売上高に対応する売上原価が低くなり，利益がその部分増大し，財政当局の税収をうるおすことになる。このように企業の資産過小評価実務は財政当局にとってもそれほど不都合なものとして反映していない。しかし，だからといって一きょに無制限に償却額を許してしまえば，その年度の税収が急激に落ちこむことになり，不適当ということになろう。そこで西ドイツ当局は計画減価償却率と経済政策の運営上弾力的に規定した追加特別減価償却率を定めている。計画減価償却率自体がイギリスの公表財務諸表作成の際の償却率より高いといわれる。参考までに西ドイツの計画減価償却の典型的なものを拾ってみよう[16]。

| | |
|---|---|
| 機　　械 | 10％ |
| 事務用設備 | 20％ |
| 事務用備品 | 10％ |
| コンピューター | 20％ |
| 自　動　車 | 20％～25％　使用の程度による。 |

追加特別償却の典型的なものは次のものである。これらは計画償却のほか固定資産取得の初年度から5年以内に取得原価の 30％～50％を追加的に償却可能としたものである。

排水処理設備（所得税法施行令第79条）

石炭及び鉱山業で用いられる特定設備（所得税法施行令第81条）

研究及び開発設備（所得税法施行令第82条d項）

騒音に対処するための設備（所得税法施行令第82条e項）

これらのうち建物相当分は30％，機械相当分は50％の追加特別償却を許容している。さらに大気汚染防止設備に対しは50％，船舶及び航空機に対しては30％一律の追加特別償却を許容している[17]。

計画減価償却及び追加特別減価償却を許容した西ドイツ公表財務諸表であるので，イギリスの公表財務諸表より償却率が高率であるのは自明のことだが，Beeny の1971年末の調査によると次の通りであるとしている[18]。

| | 西ドイツ (1,604社プラス334の連結会社) | イギリス (1,308社) |
|---|---|---|
| | DM million | DM million |
| 固定資産（西ドイツは無形固定資産を含む） | 110,264 | 13,707 |
| 年間償却額 | 16,156 | 1,171 |
| 年間償却率 | 15％ | 9％ |

西ドイツ株式法では当期純利益と貸借対照表利益を区別していることに注意しなければならない。株式法第172条の規定により株主総会が財務諸表の確定をするかわりに取締役会及び監査役会が財務諸表を確定できる[19]。すなわち，財務諸表の細目について株主総会は疑惑がはさめなく，すでに監査済，

決定済みとして処理されるということである。それでは株主総会は利益処分に対して全権を握っているかというとそうではない。株主総会の利益処分決定権は貸借対照表利益であり，当期純利益及び前年度繰越利益剰余金を加えたものに対してではない。すなわち，株式法は資本充実という名目のもとに当期純利益等のうち取締役会及び監査役会が法律で定められた範囲内で独断的に任意積立金及び法定準備金が積立てられ，それら積立額を当期純利益等から控除した貸借対照表利益のみが株主総会における利益処分権の対象にしている。すなわち，株式法第157条の損益計算書のひな型では次のようになっている[20]。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 28 | 当期純利益 | | ××× |
| 29 | 前年度繰越利益剰余金 | | +)××× |
| 30 | 公然の準備金からの戻入 | | |
| | a 法定準備金 | ××× | |
| | b 任意積立金 | ××× | +)××× |
| | | | ××× |
| 31 | 当期純利益から公然の準備金繰入 | | |
| | a 法定準備金 | ××× | |
| | b 任意積立金 | ××× | −)××× |
| 32 | 貸借対照表利益 | | ××× |

取締役会等が貸借対照表利益を算定する前に独断で積立てうる法定準備金及び任意積立金の法律の枠は概略次の通りである。法定準備金は資本金の10分の1に達するまで当期純利益の20分の1を積立てなければならない（株式法第159条[21]）。さらに任意積立金は資本金の50%に達するまでは取締役会等が独断で当期純利益の50%まで積立てることができるとしている（株式法第58条[22]）。したがって，取締役会等が株主総会から利益処分権を奪いうる範囲は新設企業で積立ての経験がない場合，当期純利益の$\left(\frac{1}{2}+\frac{1}{10}=\right)\frac{11}{20}$に相当することになろう。しかし伝統のある西ドイツ企業及び日本の企業でも西ドイツ株式法が定める上限，すなわち法定準備金は資本金の$\frac{1}{10}$，任意積立金は資本

金の$\frac{1}{2}$，両者合わせて資本金の$\frac{6}{10}$までの準備金繰入というのはすでに実施ずみであることが多い[23]。こうした上限に達した西ドイツ株式会社は取締役会等が独断で積立てることが出来ず，この場合，当期純利益と前年度繰越利益剰余金の合計が自動的に貸借対照表利益となり，利益処分権は全面的に株主総会の手中に入ってくるのである。

税法の特典を織りこんだため資産過小評価に落ちこんだ公表財務諸表はそれ自体超保守主義会計として反映してくるのであるが，上にみたように株式法ではさらに資本充実という名目で株主総会の権限を制限して保守主義会計に拍車をかけている。

西ドイツの資産過小評価実務が進行しているもう一つの指標は配当支出額対当期純利益の比率である。Beeny は Statistiches Jahrbuch for the Federal Republic による1969年の1,713社，1970年の1,671社（銀行業，保険業を除く）の分析を示している[24]。

| | 1969年 | 1970年 |
|---|---|---|
| 配当 | 5,288.2 DM million | 5,008.3 DM million |
| 当期純利益 | 7,235.5 DM million | 7,477.5 DM million |
| 比率 | 1.37 | 1.49 |
| 調査会社数 | 1,713社 | 1,671社 |

この1.37ないし1.49は配当支払額1に対して内部留保にまわされる分が37％ないし49％であることを示している。この数値は概ね正確であることは Beeny の独自の調査によって裏書きされている。Beeny はヨーロッパ企業300傑に入る西ドイツ47社の優良企業を選び出している。上記の比率を用いてグルーピングすれば次の通りとなっている[25]。

| | |
|---|---|
| 1.0以下 | 1 |
| 1.0 | 7 |
| 1.0～1.1 | 17 |
| 1.1～2.0 | 13 |
| 2.0以上 | 9 |
| 調査会社数 | 47 |

Beeny の調査によっても配当と同額以上を内部留保にまわしている企業は47社中9社と少ない。

これに対してイギリスの場合はとなるとイギリスの上場会社1,308社の調査を Beeny が行っているが，ほぼ同じ時にこの比率が1.8であったという。すなわち，配当支払額に対してその8割が内部留保にまわしているという結果になっている。[26]

これらの調査の結果から西ドイツの優良企業は配当支払額と当期純利益の割合が近似していること，裏返して言えば，当期純利益の殆どを配当支払額にまわしていることがわかった。これだけを見ると西ドイツの優良企業は内部留保が少なく，資本充実が図られていないかの様相を呈する。しかし，当期純利益の殆どを配当支払額にまわすことができるのは何故であるかを問題にせねばならない。これは英米と違って当期純利益を算定するまでに税法上の特典による損金算入によりすでに資本充実が図られ，さらに株式法に法定準備金，任意積立金が資本金の10分の6まですでに積立てられていることが普通であること，及び内部留保的な負債性引当金設定の規制が厳しくなく，その間隙をぬって引当損計上を行いすでに資本充実の準備ができ上っているからと考えるのが妥当であろう。これらを裏書きする事実は非常に多い。若干それを紹介しよう。

1971年の Rheinstadt AG (鉄鋼) のごときは営業報告書の中で公表利益を140万DMと報告しているが，その説明で「当社の現実の正確な当期純利益は240万DM」であるとし，実質上の利益は公表利益の1.7倍であることを公表している。第三者機関での出版物 Bankhaus Herstadt ((Cologne) の後援による Moodies European Investment Handbook for 1972 は同社の実質利益は公表利益の4倍であると見積っている。[27]

BASF AG (化学) (Badische Anilin-& Soda-Fabrik AG) も1971年度営業報告書の中の取締役会報告書で卒直に西ドイツの実務が資産過小評価，利益過小計上であることを報告している。すなわち，

「もし当社の会計原則が米国の SEC の規則に従っていれば，1971年12月

31日付の株主持分は9億7,000万DMの増加，1971年度の純利益は4,960.9万DMの増加となるだろう。この差額は主として設備，機械の評価及び連結剰余金の算定方法に関する西ドイツの法規制，税法特別規定にしたがった西ドイツ内国投資評価方法に帰因する[28]。」

西ドイツ政府出資100％のSalzgitter AG（鉄鋼）は当期純利益が零となっているが「子会社危険負担引当金」を1億3,400万ドル引当てたことによると公表している[29]。

このように西ドイツの企業は業績安定もしくは好調時には加速償却をして資産過小評価，負債性引当金過大計上，そして利益過小表示に走っている。このように大胆に動けるのは他の要因を考えなければならない。西ドイツにおいて評価性及び負債性引当金の過大計上を安易に行えるのは企業が業績不振時に過大計上分を修正するという形で戻入，すなわち当期純利益の増大が図れることであり，これを企業経営者が実施しても誰も非難しないのが普通だからである。こうした例は業績不振企業の営業報告書を見ればいくつか見い出せる。

たとえばLufthanza AG（航空）は1971年に営業不振に陥り税引後では1990万DMの欠損金を計上しているが，それまでには過年度に引当てた引当金を1億1,500万DM戻入して欠損金の縮小に努めている。さらに営業報告書では計画減価償却のほかに税法上の特典からいえば「さらに3,790万DMの追加特別引当が必要とされたが，当社はその分を引当てなかった。所得税法施行令第82条f項による追加特別償却が正しい損益計算書の作成には本来必要であった。」と説明している。所得税法施行令第82条f項によると航空機の取得原価の30％までを取得日から5年間で追加特別償却をすることが許容されている[30]。欠損金の出た1971年度はこの恩典を差し控え，Lufthanza AGの業績が好転するときに追加特別償却の許容限度一杯まで償却して，過年度分の償却不足を償うつもりであることを公言しているともいえよう。

Feldmühl AG（製紙）の場合も業績不振に陥ったため過年度引当金を戻入して帳尻を合わせている。1971年の営業報告書によると，「業績不振のため」

と称して定率法償却から定額法償却に変更し，「損益計算書の当期純利益が零となっているのは定額法償却への変更で現存の未公表引当金の一部を食いつぶした結果である」と説明し，過去の過大償却部分を業績不振時に戻入したことを明言している。[31)]

このように評価性及び負債性引当金が過大に計上されたり，時には戻入されたり取締役会等の判断で行いうるのが西ドイツ会計実務といえよう。引当金戻入は上記のように業績不振会社ばかりではない。Beeny の 1971 年度の営業報告書の調査によると次のような業績好調企業も含まれる。[32)]

| | 引当金戻入<br>DM million | 税引後利益(損失)<br>DM million |
|---|---|---|
| Adam Opel (自動車) | 18.7 | 258.3 |
| Chemische Werke Hüls (化学) | 17.1 | 20.8 |
| Fordwerke (自動車) | 33.4 | 183.6 |
| Fried. Krupp (鉄鋼) | 27.2 | 16.0 |
| Lufthanza (航空) | 115.0 | (19.9) |
| Mannesmann (鉄鋼) | 25.5 | 89.2 |
| Olympiawerke (事務機械) | 11.2 | 0.1 |
| RWA (電器) | 35.7 | 330.6 |
| Salzgitter (鉱山) | 23.4 | 32.1 |

西ドイツで資産過小評価が進んでいることを示すもう一つの指標として，各

| | 年間総減価償却<br>DM million | 初年度償却費<br>DM million | % | 過年度取得資産償却費<br>DM million | % |
|---|---|---|---|---|---|
| Daimler-Benz (自動車) | 574.0 | 293.4 | 51.1 | 280.6 | 48.9 |
| Deutsche Fiat (自動車) | 6.8 | 4.9 | 72.1 | 1.9 | 27.9 |
| A. G. der Dillinger Hüttenwerk (鉄鋼) | 63.6 | 35.8 | 56.3 | 27.8 | 43.7 |
| Dyckerhoff & Widmann(建設) | 33 | 20 | 60.6 | 13 | 39.4 |
| Grundig (Consumer Products) | 53 | 27 | 50.1 | 26 | 49.1 |
| Howaldtswerke (造船) | 11.5 | 6.6 | 57.4 | 21.9 | 42.6 |
| Neckermann (百貨店) | 15.5 | 7 | 45.2 | 8.5 | 54.8 |
| Otto Wolff (鉄鋼) | 5 | 3.25 | 65.0 | 1.75 | 35.0 |
| Strabag-Baw (建設) | 19 | 12 | 63.2 | 7 | 36.8 |

企業の年間総減価償却と初年度減価償却との割合を見てみよう。前頁の表がそれであるが初年度減価償却のうち会計年度の上期に取得した固定資産は限度一杯に償却できるが，下期に取得したものはその半分しか償却できない。[33]

この表では Neckermann（百貨店）以外，新設備投資による初年度償却のほうが過年度取得の設備資産の償却費より大きいことを示している。これは西ドイツ企業が過年度取得資産に対してすでに大幅な償却が実施された結果，過年度取得資産の当該年度の償却費が相対的に少なくなってしまったということである。このように償却が高度に進んでいることは固定資産売却時に売却益として反映するのが普通であるが，特別の措置としてその売却益を新設備の原価と結びつけ，新設備原価を引き下げるいわゆる圧縮記帳が西ドイツでは許されている。このような圧縮記帳のほかに固定資産売却益を計上している企業が多くあり，売却損の計上と比較して数拾倍以上の売却益計上となっている。次の表がそれである。[34]

| | 固定資産売却益 DM million | 固定資産売却損 DM million |
|---|---|---|
| AEG-Telefunken（電気機器） | 136.0 | 3.0 |
| Demag（機械） | 12.8 | 0.2 |
| Deutsche Texaco（石油） | 45.7 | 1.1 |
| Feldmühle（製紙） | 47.7 | 0.5 |
| Eschweiler Bergwerksverein（鉄鋼） | 15.1 | 0.1 |
| Gutehoffnungshütte Aktienverein（機械） | 16.4 | 1.0 |
| HAPAG-Lloyd（造船） | 72.2 | 0.6 |
| Kloeckner Humboldt Deutz | 11.4 | 0.6 |
| Lufthanza（航空） | 46.0 | 2.0 |
| M. A. N.（機械） | 45.0 | 1.0 |
| Metallgesellschaft（非鉄金属） | 35.0 | 1.0 |
| Phoenix Gummiwerke（建設） | 10.0 | 0.1 |
| Wacker-Chemie GmbH（化学） | 32.6 | 0.1 |

上記二つの表からいえることは固定資産売却益は発生時から2年間非課税として留保でき，その間に新設備投資があれば同売却益を新設備原価から圧

縮した金額をもって新設備の帳簿価額とすることが西ドイツ税法で許されている[35]。最初の表ではこの圧縮された帳簿価額をもとに初年度償却した額が過年度取得資産の当該年度の償却費より一般に大きいことが示されているわけで，西ドイツの償却がいかに高度に進んでいるかはこのことによってさらに強調していえることとなる。

これら上で見てきたような西ドイツ企業の資産過小評価，引当金過大計上，利益過小計上，及び時には引当金戻入による臨時的利益過大計上は株式法，税法の規定の枠にありながら取締役会等に弾力的な配当政策ができる会計政策ないし会計操作を許容していることにほかならない。そのような会計操作のあとが見られる公表損益計算書は多く存在する。正確な損益計算をしようとすれば，最後の1マルクまで計算しなければならないため当期純利益はそうした端数が出るのは当然である。Karstadt（百貨店）の場合，この当期純利益が丁度1.2億DMとなり端数のないのはむしろ計算途中に何らかの会計操作があったと考えるのが妥当であろう。Continental Gummi-Werke（タイヤ）のように公然の準備金繰入，すなわち法定準備金と任意積立金への繰入が丁度500万DMというのも一定の計算方式で計算されたものでないことは明らかである。この会社は配当支払予定額と貸借対照表利益を一致させたいがための操作である。以下この種の会計操作があったと思われるものを表にしてみよう[36]。

端数のない利益額への会計操作があった会社（1971年度営業報告書）：

| | | |
|---|---|---|
| Karstadt AG（百貨店） | 当期純利益 | 120,000,000 DM（端数なし） |
| Horten AG（百貨店） | 〃 | 82,000,000 DM（　〃　） |
| Beton and Monierbau AG（建設） | 〃 | 9,800,000 DM（　〃　） |
| Chemische Werke Hüls AG（化学） | 〃 | 20,825,000 DM（　〃　） |
| Klöckner Humboldt Deutz AG | 〃 | 18,900,000 DM（　〃　） |

株主総会前に貸借対照表利益を配当支払予定額と一致させるための準備金繰入及び戻入の会計操作があった会社（単位DM）

Continental Gummi-Werke AG（タイヤ）

| | | |
|---|---|---|
| 当期純利益 | 20,992,031.75 | |
| 準備金繰入 | 5,000,000 (端数なし) | |
| 貸借対照表利益と配当支払予定額との一致 | | 15,992,031.75 |
| Hoesch AG (鉄鋼) | | |
| 当期純利益 | 56,126,051.52 | |
| 準備金繰入 | 22,412,741.52 | |
| 貸借対照表利益と配当支払予定額との一致 | | 33,713,310 |
| Neckermann KGaA (百貨店) | | |
| 当期純利益 | 14,140,000 | |
| 準備金繰入 | 7,000,000 | |
| 貸借対照表利益と配当支払予定額との一致 | | 7,140,000 |
| Metallgesellschaft AG (非鉄金属) | | |
| 当期純利益 | 24,404,705 | |
| 準備金繰入 | 110,167 | |
| 貸借対照表利益と配当支払予定額との一致 | | 24,514,872 |

上の表から当期純利益あるいは貸借対照表利益の大きさを左右させるのは企業の営業活動の業績のほか取締役会の会計政策によりかかっていることが明らかである。このため企業間の業績の比較可能性を喪失した会計情報を公開しているという批判は外国からだけではなく，国内からもあがっている。そこで税法上の特典による評価性引当金，負債性引当金を控除し，さらに過年度修正項目，異常項目を控除して企業の正常の営業成績を計算しなおそうとする努力が実り，その調査分析情報の提供が企業化されているのも，裏返せば西ドイツ公表財務諸表が信頼性の乏しいものに陥っていることを示す証拠となる。

こうした調整計算方法はドイツ投資分析家協会 (Deutsche Vereinigung für Finanzanalyse und Anlageberatung, DVFA) によって展開されている。この方法に従って分析しているのが Deutsche Bank と Hoppenstedt & Co. であった。とくに“Hoppenstedt Aktienanalysen”は個別企業の調整分析をカード・サーヴィスによって提供している。それらの調整方法は次に列挙するが，その調整によって各企業の真実の利益を算定しようとするものではない。むしろ経営者の恣意性の入った会計処理を除くことによって各企業とも

同一レベルで企業間比較ができる情報を提供しようとするものである。[37]

調整方法は公表当期純利益に対して次を加算ないし減算する。

1　異常損益項目及び過年度損益項目を加算ないし減算

2　追加特別減価償却費を加算，小額資産項目を減算。これは税法上の特典及び制約から由来するので会計上の利益に反映すべきではないからである。

3　追加特別減価償却引当金戻入額を減算。これは上記(2)と同様税法上の特典をうけたことに対する当該期間の調整部分であるからである。しかし現実にはこの調整を行おうとしても別個の数値が明示されていないため殆どの場合実行不可能となっている。

4　棚卸資産評価の際の評価性引当金の当該年度繰入高を加算。これは所得税法施行令第80条で特に輸入原料を原価以下に引き下げる特典を許容していることによる。

5　年金引当金の当該年度繰入高を加算。年金引当金の全部を現実に支払うわけでなく，むしろ殆どの会社は限度一杯まで引当てているからである。

6　中期及び長期の負債性引当金の当該年度繰入高を加算。これは次の三つの理由からによる。

イ　繰入高の大きさは取締役会の判断により大きく変化する。

ロ　繰入高の大きさは業種ごとに大きく異なる。

ハ　過去の繰入高が大きすぎたためしばしば利益を増加させる戻入手続がとられる。

7　負担調整税 (Lastenausgleichs-Vermögensabgabe) 引当金の当該年度繰入高を加算。負担調整税は第二次大戦の戦争損害負担の調整のため1948年6月21日現在の財産状態をもとに課税された税である。[38] したがって，1948年6月21日以降設立された会社には無縁であるためこれを調整する必要がある。なお，当該年度に戻入高があればこれを減算。

8　有税減価償却引当金の当該年度繰入高を加算。いうまでもなく税法上の特典以上に引当計上した場合は取締役会の恣意的判断によるからである。

9　貸倒引当金，当該年度繰入高を加算。これは業種ごと，各企業ごとに引当計上割合が異っているからである。実際問題としては西ドイツにおいて貸倒引当金繰入高そのものを取り出すのはむずかしく，むしろ「棚卸資産以外の流動資産の減価」という損益計算書の総括勘定を加算する便法をとらざるをえない。

10　固定資産売却益を減算，売却損を加算。さらに売却益相当分の減価償却引当金戻入額があればこれを減算。これらは正常的営業活動でないことから調整する必要がある。

11　非課税投資補助金 (Investionszulagen) がその他の収益の中に入っていれば減算。

12　税法上の損金不算入項目の租税及び費用が損益計算書中の費用項目に入っていればこれらを加算。

このようにして算定された利益数値は税法上の特典，異常項目及び過年度修正項目を除いたものが中心となっており，前述したように真実の利益を算定するよりも他企業との比較可能な利益数値を算定するためのものである。西ドイツの資産過小評価実務に反映される公表財務諸表よりも，こうして修正された数値の方が専門家たちの間で受けいれられていることを見るといかに西ドイツの公表財務諸表が税法等で毒されているか明らかである。かといっても上記12項目の調整計算が容易に行われるとは限らない。たとえば，損益計算書に異常項目，追加特別減価償却引当金戻入高及び棚卸資産や投資に対する税法上の特典による評価損計上高が別個に明記されていなかったり，非課税投資補助金が圧縮記帳されたのか，その他の収益に混入されたのかも明記されていないことが多い。これらが公表財務諸表に明示されていなければ調整しようにもそれができないのが現実である。かといって西ドイツの多くの企業は株式法ないし公開法及び税法の規定に縛られるものの違法でない範囲内で公表財務諸表が公開されているので，現行法の体系上ではこれ以上の明瞭表示を強制できない。しかし，現行法体系の規定よりもヨリ詳しい明瞭表示を企業が独自でやることは違法ではない。このように見てくると

西ドイツでの財務諸表の改善は法律改正があるまでは企業経営者の社会的責任の自覚によるほかはないことになろう。

このように西ドイツの公表財務諸表に対する不信は上記の調整計算法と相まって，経営分析をする際にキャッシュ・フロー分析を促進させている。そのほか銀行借入額を通じて固定資産の適正評価を試みようとしたり，税金支払高をもって適正な純利益を計算しなおそうとする簡便法が試みられている。この際，注意すべきは当期純利益のうちの大部分を留保する会社と配当充当部分が多い会社とでは税率が異なり，さらに西ベルリンや国境地帯等には租税軽減策がしかれており，これらを考慮に入れて計算しなければならない[39]。また，公表会計情報によって経営分析を行おうとすれば現在の財務諸表ばかりでなく，過去の資産過小評価の実態を調べる必要がある。貸借対照表には減価償却引当金累積額が何ら明記されていないのが普通であるが，損益計算書では当該年度分のみの引当金繰入高が公表されている。そのことからHoppenstedt & Co. の分析のように10年，あるいはそれ以上の損益計算書を分析して，企業の資産過小評価実務の進行度を調べることが必要となろう[40]。

1) J. H. Beeny, *European Financial Reporting, 1. West Germany*, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 1975, p. 13.

2) 株式法上の引当金設定における正規の簿記の原則の諸問題は次が詳しい。森川八洲男，「西ドイツにおける引当金規定」，明大商学論叢，第54巻第2号，26〜30ページ。

3) Beeny, *op. cit.*, p. 13 アメリカの Big Eight 会計事務所である Price Waterhouse & Co. も株式法が一般に認められた会計原則に相当するとしている。Price Waterhouse & Co., Germany, *Form and Content of German Financial Statements*, December 1978, p. 7.

4) 株式法第151条及び第157条には貸借対照表，損益計算書のひな型が規定化されている。Dr. Bruno Kropff (zusammengestellt), *Aktiengesetz, Textausgabe des Aktiengesetzes vom 6. 9. 1965* (*Bundesgesetzbl. I S. 1089*) *und des Einführungsgesetzes zum Aktiengesetz vom 6. 9. 1965* (*Bundesgesetzbl. I S. 1185*) *mit Begründung des Regierungsentwurfs, Bericht des Rechtausschusses des Deutschen Bundestags, Verweisungen und Sachverzeichnis*, Düsseldorf 1965：慶応義塾大学商法研究会訳，西独株式法，慶応義塾大学法学研究会刊，257〜259ページ及び291〜293ページ。安平昭二，「ドイツ株式法の決算書分類規定とコンテンラーメンにおけ

る勘定分類との関係」，神戸外大論集，第22巻第5号，1971年11月，68〜71ページ。麻生健二，「ドイツ株式法上利益概念について」，明大商学論叢，第53巻第7・8号，1970年10月，82〜83ページ。

5) 株式法第160条に取締役会報告書に記載すべき諸項目を列挙している。慶応義塾大学商法研究会訳，前掲書，159〜160ページ。

6) 株式法第153条及び第155条に固定資産及び流動資産の評価規定がある。前掲書，283〜284ページ及び287〜288ページ。

7) Beeny, *op. cit.*, p. 46. Price Waterhouse & Co. *Doing Business in Germany*, 1978, p. 72 and p. 76.

8) 松本剛，「秘密積立金」論の性格，大阪経済大学経営研究所研究シリーズ第3冊，1977年，1〜8ページ及び安藤英義，「商法の貸借対照表規定と破産法との関連」一橋論叢，第73巻第6号，28〜41ページは当時の資産過小評価実務の論理構造を明らかにしている。

9) 慶応義塾大学商法研究会訳，前掲書，251ページ。

10) Beeny, *op. cit.*, p. 10.

11) 減価償却引当金累積額が貸借対照表に公示されない例は数多くある。Beeny は巻末の付録にBASF社の1971年度の営業報告書が原文のまま掲載されている。それを見ても累積額の公示はない。

12) イギリスの公表財務諸表が税法に依存していないことはShoup 勧告で有名なCarl S. Shoup 氏と Beeny 氏の主張を対比すれば明らかとなる。Shoup 氏によると，イギリスでは租税優遇策として製造用機械及び設備（若干の例外がある）に対して購入時に100％減価償却を認めるという自由減価償却の規定をもりこんでいると述べているのに対し，Beeny 氏はそれでもイギリスの方が公表財務諸表において減価償却率が低いとしている。イギリスは税法で100％即時減価償却を認めても，それはあくまで税法上のことである。投資家に対する公表財務諸表は税法とは別個の基準に従っていることになる。Carl S. Shoup, "Taxation of Multinational Corporations," in United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International Relations, Technical Papers: Taxation*, New York, 1974, p. 16：拙稿，「多国籍企業の Transfer Pricing の問題点」，経済学研究，第29巻第2号，1979年5月，110ページ，Beeny, *op. cit.*, pp. 18〜19.

13) Beeny, *op. cit.*, p. 14.

14) 慶応義塾大学商法研究会訳，前掲書，409〜410ページ及び麻生健二，「ドイツ株式法と秘密積立金」，明大商学論叢，第54巻第1号，61ページ。

15) Beeny, *op. cit.*, p. 17.

16) *Ibid*, p. 18, Arthur Andersen & Co., *Tax and Trade Guide, Germany*, November 1976, p. 23.

17) Beeny, *op. cit.*, p. 54.

18) *Ibid.*, p. 19.

19) 慶応義塾大学商法研究会訳，前掲書，328ページ。

20) 前掲書，291～293ページ。

21) 前掲書252～253ページ。

22) 前掲書，77ページ，木下勝一，「西ドイツ新株式法の計算制度と公示積立金実務の意義」，経済論集（新潟大学），第11号，1971/II，101～103ページ，麻生健二，「ドイツ株式法上の利益概念について」，明大商学論叢，第53巻第7・8号，1970年10月，84ページ。

23) 西ドイツにおける一般の株式会社は早くから公示積立金（すなわち，法定準備金と任意積立金の合計）が資本金の6割を積立てていることは次の表から明らかである。

戦前・戦後のドイツ株式会社の公示積立金の計上状況

（銀行，保険会社，投資会社を除く）

| | 会社数 | 株式資本 100万RM/DM | 公示積立金 100万RM/DM | 公示積立金の株式資本比率 % |
|---|---|---|---|---|
| 1929/30 | 3069 | 20.04 | 3.42 | 17.1 |
| 1931/32 | 2792 | 18.55 | 3.23 | 17.9 |
| 1933/34 | 2867 | 16.71 | 3.48 | 20.9 |
| 1935/36 | 3145 | 17.88 | 3.89 | 21.6 |
| 1961 | 1933 | 29.58 | 18.35 | 62.1 |
| 1962 | 1929 | 31.58 | 17.72 | 56.1 |
| 1963 | 1929 | 32.67 | 18.82 | 57.6 |
| 1964 | 1854 | 34.69 | 20.41 | 58.7 |
| 1965 | 1854 | 38.09 | 22.35 | 58.7 |
| 1966 | 1826 | 39.86 | 24.64 | 61.7 |

出所：L. Mayer, *Bilanz-und Betriebsanalyse*, 4. Auflage, 1970, S. 156（木下勝一，前掲書，109ページから）。

24) Beeny, *op. cit.*, p. 35.

25) *Ibid.*, p. 36.

26) *Ibid.*, p. 36.

27) *Ibid.*, p. 35.

28) *Ibid.*, p. 36. BABF の1971年度営業報告書は Beeny の巻末付録の中で再録されている。

29) *Ibid.*, *p.* 36.

30) *Ibid.*, p. 36 and p. 54.

31) *Ibid.*, p. 36.

32) *Ibid.*, p. 36.

33) *Ibid.*, p. 40 and p. 37. Price Waterhouse & Co., *Doing Business in Germany*, September 1978, p. 77.

34) Beeny, *op. cit.*, p. 40.

35) Price Waterhoure & Co., *op. cit.*, p. 88.

36) Beeny, *op. cit.*, p. 37. この種の分析は次にも見られる。木下勝一，前掲書，木下氏は西ドイツ主要企業の1960年代後半の配当政策にのっとった貸借対照表の算出結果を分析している。それらの企業の中には AEG-Telefunken, Siemens AG, Daimler Benz AG, Farbenfabriken Bayer AG, BASF AG, 及び August Thyssen-Hütte AG の分析がある。前掲書，97～99ページ及び110～112ページ。

37) Beeny, *op. cit.*, pp. 37～39.

38) 小松芳明，各国の租税制度，全訂新版，財経詳報社，1976年，336ページ。

39) Arthur Andersen & Co., *op. cit.*, pp. 69～72, Price Waterhouse & Co., *op. cit.*, pp. 22～26.

40) R. Hofmann 氏は，西ドイツ主要企業56社の8年間の設備投資と同期間の減価償却費を累計することによって，資産の過小評価実務の進行度を測定している。R. Hofmann, *Bilanzkennzahlen*, 1966, SS. 82～83.（木下勝一，「西ドイツ新株式法計算規定と秘密積立金問題の新展開」，経済論集（新潟大学），第12号，1972/I, 125～126ページから）。